

3 医安第 8 2 5 号
令和 3 年 1 0 月 1 8 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「警戒領域」での感染防止対策の実施について（通知）

本県では、10月1日から本県独自の「嚴重警戒宣言」による「嚴重警戒措置」を実施し、オール愛知で感染防止対策に取り組んできた結果、新規陽性者数は減少を続け、7日間平均値で、10月10日には50人を下回るステージIとなり、入院患者数も、7日間平均値で10月8日にステージIとなりました。

このため、10月17日をもって「嚴重警戒宣言」及び「嚴重警戒措置」を解除しましたので通知します。

一方で、新規陽性者の発生など、感染症のリスクは依然として続いているため、今後も社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが不可欠です。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<添付文書>

別紙1 「警戒領域」での感染防止対策（溶け込み版）

別紙2 「警戒領域」での感染防止対策（見え消し版）

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤルイン)

052-954-6305 (ダイヤルイン)

052-954-6344 (ダイヤルイン)

052-954-6304 (ダイヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp